

小学校 学習指導要領の改訂及び 新教育課程編成・実施のポイント (図画工作)



平成29年12月
大分県教育委員会

本資料 の構成

第1章 総説

- 1 学習指導要領改訂の基本方針について
- 2 図画工作科改訂の趣旨及び要点 (1)改訂の趣旨
(2)改訂の要点

第2章 図画工作科の目標及び内容

- 1 図画工作科の目標 図画工作科の目標と、資質・能力の関係
- 2 図画工作科の内容 内容の構成
- 3 各学年の目標

第3章 各学年の内容の改善

- 1 各学年の目標
「A表現」の内容の改善
「B鑑賞」の内容の改善
〔共通事項〕について
- 2 各学年の内容 例)第1学年及び第2学年の内容

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画作成上の配慮事項
- 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項
- 3 安全指導
- 4 学校としての鑑賞の環境づくり

小学校図画工作科 移行措置について
新大分スタンダードに沿って

第1章 総説

1 学習指導要領改訂の基本方針について

HP版解説P. 1～5

社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、これからの社会を生きる子供に必要な資質・能力は何かを、教育課程において明確にする。

①社会に開かれた教育課程

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む。

②育成を目指す資質・能力の明確化

ア「何を理解しているか、何ができるか」、イ「理解していること・できることをどう使うか」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という視点で改訂の方向性を示した。

③「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める。

④カリキュラム・マネジメントの推進

学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容の把握や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る。

⑤教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実等。総則や各教科等において、その特質に応じて内容や取扱いの充実を図った。

2 図画工作科改訂の趣旨及び要点

(1) 改訂の趣旨

HP版解説P. 6

中央審議会答申では、小学校図画工作科、中学校美術課及び高等学校芸術科(美術, 工芸)における成果と課題について、次のように示されている。

図工・美術科における現行学習指導要領の成果と課題

成果

図画工作科、美術科、芸術科(美術, 工芸)においては、創造することの楽しさを感じるとともに、思考・判断し表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の造形や美術の働き、美術文化に関心を持って、生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきたところである。

課題

感性や想像力を豊かに働かせて、思考・判断し、表現したり鑑賞したりするなどの資質・能力を相互に関連させながら育成することや、生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての実感的な理解を深め、生活や社会と豊かに関わる態度を育成することについては、更なる充実が求められるところである。

改訂の具体的な方向性～小学校図画工作科との関連において

- ・感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、内容の改善を図る。
- ・生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。

(2)改訂の要点

HP版解説P. 7~8

改訂の基本的な考え方

- ・表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる**資質・能力**を育成することを一層重視し、目標及び内容を改善・充実する。
- ・**造形的な見方・考え方**を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、目標及び内容を改善・充実する。

① 図画工作科 目標の改善 目標は、次のような視点を重視して改善を図る。

ア 教科の目標

- ・生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成を一層重視することを示す。
- ・育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理して示す。
- ・図画工作科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「造形的な見方・考え方」を働かせることを示す。
- ・育成を目指す資質・能力の3つの柱のそれぞれに「創造」を位置付け、図画工作科の学習が造形的な創造活動を目指していることを示す。

イ 学年の目標

- ・育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理して示す。

(2)改訂の要点

前ページから
続く

②内容の改善

教科の目標に基づき、内容を整理するとともに、次のような視点を重視して改善を図る。

ア 表現領域の改善

- 「A表現」の内容を「思考力、判断力、表現力等」と「技能」の観点から整理して示す。
 - ・表現の活動を通して、発想や構想に関する事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ・表現の活動を通して、技能に関する事項を身に付けることができるよう指導する。
- 「造形遊びをする活動」と「絵や立体、工作に表す活動」の指導事項の違いを明確にし、それぞれの活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」や「技能」を身に付けることができるようにする。

イ 鑑賞領域の改善

- 「B鑑賞」を「思考力、判断力、表現力等」の視点から整理して示す。
- 第5学年及び第6学年の鑑賞の対象に「生活の中の造形」を位置付け、生活を楽しく豊かにする形や色などについての学習を深めることができるようにする。

ウ [共通事項]の改善

- 表現及び鑑賞の活動において共通に必要な資質・能力である[共通事項]を、「知識」と「思考力、判断力、表現力」の観点から整理して示す。
 - ・[共通事項](1)「ア 自分の感覚や行為を基に、形や色などの造形的な特徴を理解すること。」などを「知識」として位置付ける。
 - ・[共通事項](1)「イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。」などを「思考力、判断力、表現力等」として位置付ける。

エ 「知識」についての配慮事項の明示

- 内容の取扱いに、[共通事項](1)アの指導に当たっての配慮事項を示す。

表現及び鑑賞の活動を通して、**造形的な見方・考え方を働かせ**、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、**表現**などを工夫して、**創造的**につくったり表したりすることができるようにする。

(2)造形的なよさや美しさ、表したいこと、**表現**などについて考え、**創造的**に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

(3)つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を**創造**していく態度を養い、豊かな情操を培う。

造形的な見方・考え方～

「感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと」

3つの柱のそれぞれに「**創造**」を位置付け、図画工作科の学習が造形的な創造活動を目指していることを示す。

図画工作科は何を学ぶ教科なのかということを明示。

1 図画工作科の目標 図画工作科の目標と、資質・能力の関係

図画工作科の目標

(1)対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、**表現**などを工夫して、**創造的**につくったり表したりすることができるようにする。

(2)造形的なよさや美しさ、表したいこと、**表現**などについて考え、**創造的**に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

(3)つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を**創造**していく態度を養い、豊かな情操を培う。

育成する資質・能力

知識及び技能についての記述

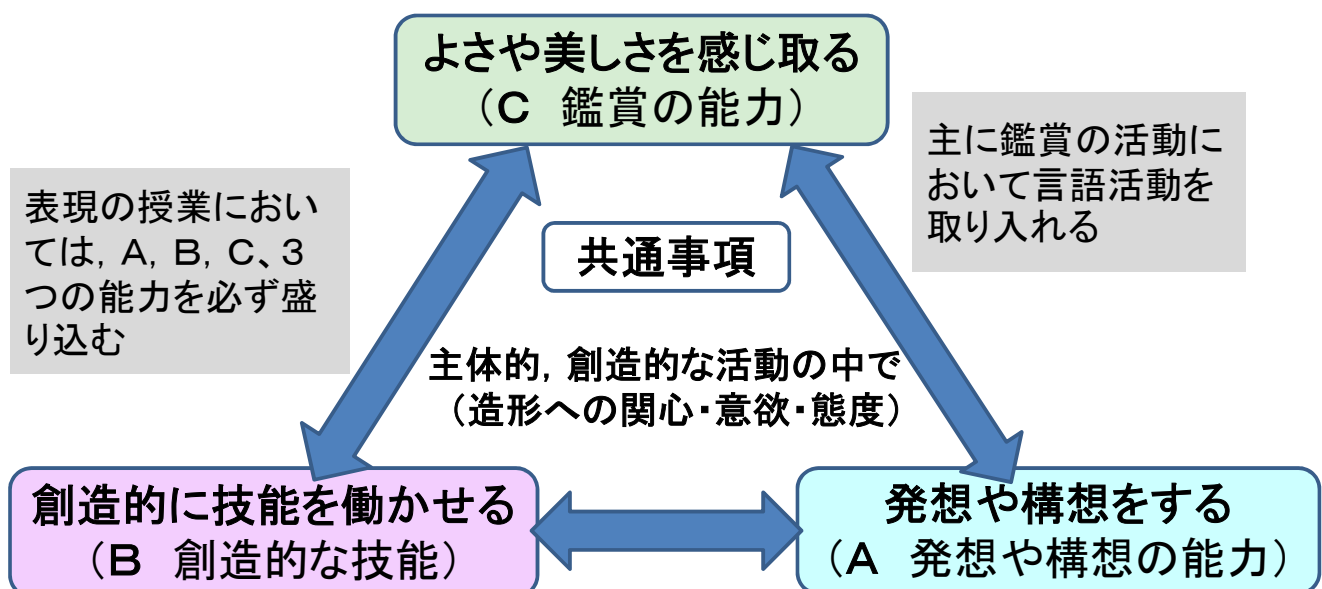
思考力、判断力、表現力等についての記述

学びに向かう力、人間性等についての記述

図画工作科で目指す資質・能力の育成は、(1)(2)(3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要。 ※別々に育成したり、順序性をもって育成したりするものではない!

各学年の目標			育成する場面
第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年	
知識及び技能	(1)対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して 気付く とともに、手や体全体の 感覚などを働かせ 材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。	(1)対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して 分かる とともに、手や体全体を 十分に働かせ 材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。	(1)対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して 理解する とともに、材料や用具を 活用し 、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
思考力・判断力・表現力	(2)造形的な面白さや 楽しさ 、表したいこと、表し方などについて考え、 楽しく 発想や構想をしたり、 身の回り の作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。	(2)造形的な よさ や面白さ、表したいこと、表し方などについて考え、 豊かに 発想や構想をしたり、身近にある作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。	(2)造形的な よさ や 美しさ 、表したいこと、表し方などについて考え、 創造的に 発想や構想をしたり、 親しみのある 作品などから自分の見方や感じ方を 深め たりすることができるようにする。
学びに向かう力、人間性等	(3) 楽しく 表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり 楽しい 生活を創造しようとする態度を養う。	(3) 進んで 表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり 楽しく豊かな 生活を創造しようとする態度を養う。	(3) 主体的に 表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり 楽しく豊かな 生活を創造しようとする態度を養う。

学びのプロセス～図画工作科の学びは創造活動の課程にある



○ A,B,Cは相互に関連させながら資質・能力の育成を図る。

- ・例えば、表現の授業においては、必ずしも最初に表現したいことを決めて構想を練るとは限らない。
- ・制作の過程で、素材や技法、友人の作品等の鑑賞、自身の新たな発想により表現がどんどん広がって行く過程が、図工・美術においては重要な学びとなる。

「A表現」の内容の改善

「A表現」の内容を「思考力、判断力、表現力等」と「技能」の観点から整理して示す。

- ・表現の活動を通して、発想や構想に関する事項を身に付けることができるよう指導する。
- ・表現の活動を通して、技能に関する事項を身に付けることができるよう指導する。

「A表現」 現行と新学習指導要領の、内容の構成の比較

平成21年度告示		平成29年度告示	
学習内容(主に何を学ぶか)によって構成		資質・能力(どのような力を付けるか)によって構成	
A表現 (1)造形遊びをする活動に関する項目	ア 発想や構想の能力と活動の概要 イ 発想や構想の能力と活動の方法 ウ 創造的な技能	A表現 (1)発想や構想(考える力)に関する事項	ア 造形遊びをする活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」 イ 絵や立体、工作に表す活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」
A表現 (2)絵や立体、工作に表す活動に関する項目	ア 発想や構想の能力と活動の概要 イ 発想や構想の能力と活動の方法 ウ 創造的な技能	A表現 (2)技術(創造的な技能)に関する事項	ア 造形遊びをする活動を通して育成する「技能」 イ 絵や立体、工作に表す活動を通して育成する「技能」

(2)内容の改善～「A鑑賞」「B鑑賞」〔共通事項〕の

内容を、育成する資質・能力の観点から再構成

「B鑑賞」の内容の改善

- ① 「B鑑賞」を「思考力、判断力、表現力等」の視点から整理して示す。

現行と新学習指導要領の、内容の構成の比較

平成21年度告示		平成29年度告示	
学習内容(主に何を学ぶか)によって構成		資質・能力(どのような力を付けるか)によって構成	
「B鑑賞」(1)鑑賞する活動に関する項目	ア 鑑賞の能力と活動の概要 イ 鑑賞の能力と活動の方法	「B鑑賞」(1)鑑賞に関する項目	ア 鑑賞する活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」

- ② 第5学年及び第6学年の鑑賞の対象に「生活の中の造形」を位置付け、生活を楽しく豊かにする形や色などについての学習を深めることができるようにする。

第5学年及び第6学年 「B鑑賞」(1)

(1)鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品、わが国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などの造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること。

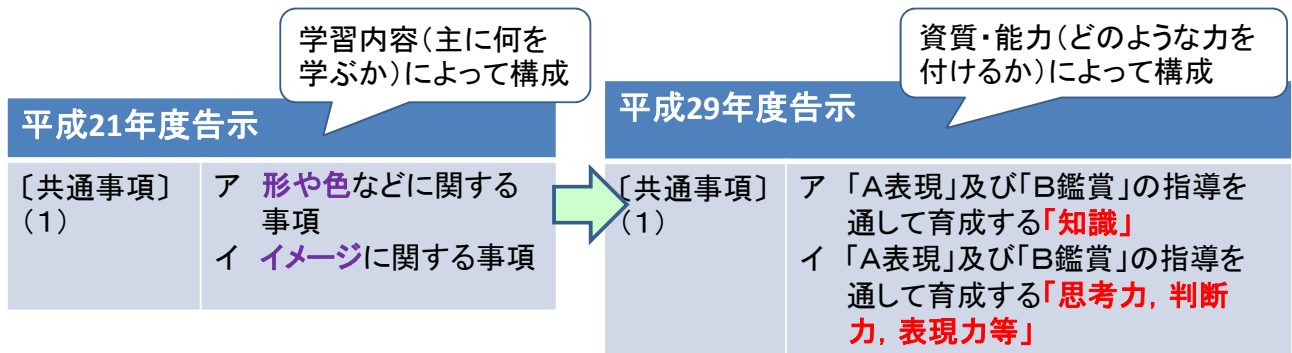
(2)内容の改善～「A鑑賞」「B鑑賞」[共通事項]の

内容を、育成する資質・能力の観点から再構成

[共通事項]の改善

○表現及び鑑賞の活動において共通に必要な資質・能力である[共通事項]を、「知識」と「思考力, 判断力, 表現力等」の観点から整理して示す。

現行と新学習指導要領の、「内容の構成」の比較



「A表現」、「B鑑賞」及び[共通事項]の指導を通して、一人一人の児童が、造形的な見方, 考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高め、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わることができるようにすることを目指している。

表現での造形遊びをする活動や絵や工作, 立体に表す活動及び鑑賞する活動は、それぞれ以下の事項を指導をすることになる。

HP版解説P.23～24

表 現	造形遊びをする活動		「造形遊びと絵や立体, 工作に表す活動」や「絵や立体, 工作に表す活動と鑑賞」など、二つを組み合わせた授業を実施する場合は、両方の事項を指導する。
	「A表現」 (1)ア	造形遊びをする活動を通して育成する「思考力, 判断力, 表現力等」	
	(2)ア	造形遊びをする活動を通して育成する「技能」	
	[共通事項] (1)ア	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「知識」	
表 現	イ	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「思考力, 判断力, 表現力等」	児童が興味関心を持ち取り組むことができるような題材を、教師の創意工夫を生かして設定し、児童の資質・能力を育成することが大切。
	絵や立体, 工作に表す活動		
	「A表現」 (1)イ	絵や立体, 工作に表す活動を通して育成する「思考力, 判断力, 表現力等」	
	(2)イ	絵や立体, 工作に表す活動を通して育成する「技能」	
鑑 賞	[共通事項] (1)ア	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「知識」	児童が興味関心を持ち取り組むことができるような題材を、教師の創意工夫を生かして設定し、児童の資質・能力を育成することが大切。
	イ	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「思考力, 判断力, 表現力等」	
	鑑賞する活動		
	「B鑑賞」 (1)ア	絵や立体, 工作に表す活動を通して育成する「思考力, 判断力, 表現力等」	

図画工作科では、これらの内容を題材として児童に提示し、資質・能力の育成を目指す。題材とは、目標及び内容の具現化を目指す「内容や時間のまとまり」といえる。

2各学年の内容～図画工作科の活動を通して学習すべき内容（第1学年及び第2学年表現）の要点 例）

HP版解説P.38～49

A表現において

「発想や構想に関する事項」

「技能」

	「A表現(1)」ア	「A表現(1)」イ		「A表現(2)」ア	「A表現(2)」イ
活動内容	造形遊びをする活動を通して、	絵や立体、工作に表す活動を通して、	活動内容	造形遊びをする活動を通して、	絵や立体、工作に表す活動を通して、
主に発想についての記述	身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことや、	感じたこと、想像したことから、表したいことを見付けることや、	用具や材料に関わる技能	身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、	身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、
主に構想についての記述	感覚や気持ちを生かしながら、どのように活動するかについて考えること。	好きな形や色を選んだり、いろいろな形や色を考えながら、どのように表すかについて考えること。	表し方の工夫に関わる技能	並べたり、つないだり、積んだりするなど手や全体の感覚などを働かせ、活動を工夫してつくること。	手や全体の感覚などを働かせ、表したいことを基に表し方を工夫して表すこと。

B鑑賞において 「思考力、判断力、表現力等」

B鑑賞(1)ア

身の回りの作品などを鑑賞する活動を通して

自分たちの作品や身近な材料などの造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表したいことなどについて

感じ取ったり考えたりし、

自分の見方や感じ方を広げること。

2各学年の内容～図画工作科の活動を通して学習すべき内容（第1学年及び第2学年表現）の要点 例）

HP版解説P.53～55

〔共通事項〕について

〔共通事項〕 第1学年及び第2学年

(1)〔「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。〕

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くこと。

➡ 「知識」

イ 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。

➡ 「思考力、判断力、表現力等」

〔共通事項〕の指導事項は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力である。同時に「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」に共通するという意味である。

「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導を通して、一人一人の児童が、造形的な見方、考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高め、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わることができるようにすることを目指している。

「A表現」及び「B鑑賞」の指導においては、〔共通事項〕がどのような場面にも含まれている事項として捉え、指導や評価を具体化する必要がある。

指導計画の作成に当たっては、学習指導要領に示す図画工作科の目標及び内容を十分理解する必要がある。その上で、児童の特性や実態に応じた、低学年、中学年、高学年の中の2年間を見通しをもち、表現及び鑑賞の活動を通して児童の資質・能力の育成を目指し計画を立てる必要がある。

各学校の教育目標との関連を明らかにして、学習内容の確実な定着を図り、児童が個性を生かして主体的・創造的に学習に取り組む、一人一人のよさや可能性を伸ばすことができるようにすることが大切である。

指導計画の作成に当たっては、次の事項について配慮するものとする。

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現について

・題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

(2) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導について

・各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互に関連を図るようにすること。ただし、「B鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるために必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。

(3) [共通事項]の指導について

・学年の内容の[共通事項]は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるようにすること。

1 指導計画作成上の配慮事項

前ページから
続く

(4) 「A表現」の(1)(2)の関連と指導に相当する授業時数について

・各学年の内容の「A表現」については、造形遊びをする活動では、(1)のア及び(2)のアを、絵や立体、工作に表す活動では、(1)のイ及び(2)のイを関連付けて指導すること。その際、(1)のイ及び(2)のイの指導に相当する授業時数については、工作に表すことの内容に相当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおおよそ等しくなるように計画すること。

(5) 協同して作りだす活動について

・各学年の内容の「A表現」の指導については、適宜協同して作りだす活動を取り上げるようにすること。

(6) 作品などの特質を踏まえた「B鑑賞」の指導について

・各学年の内容の「B鑑賞」の指導においては、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえて指導すること。



(7) 低学年における他教科等や幼児教育との関連について

・低学年においては、第1章総則の第1の2の4の(1)を踏まえ、他教科との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

(8) 障害のある生徒などへの配慮

・障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(9) 道徳科などとの関連について

・第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現について

課題の解決に向けた主体的・対話的で深い学び～ 「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善

i) 子どもたちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる**主体的な学びの過程**が実現できているかどうか。

ii) 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、**対話的な学びの過程**が実現できているかどうか。

iii) 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた**深い学びの過程**が実現できているかどうか。

一方的に知識、技能を伝える授業から着実な習得の学習が展開される指導法への不断の見直しを！



〔共通事項〕～小学校及び中学校の指導事項

小学校・図画工作		中学校・美術	
(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。			
ア	低	自分の感覚や行為を通して、 形や色 などに 気づく こと。	形や色彩、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。
	中	自分の感覚や活動を通して、 形や色 などの 感じがわかる こと。	
	高	自分の感覚や行為を通して、 形や色 などの 造形的な特徴 を理解すること。	
イ	低	形や色 などを基に、 自分のイメージ をもつこと。	造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。
	中	形や色 などの 感じ を基に、 自分のイメージ をもつこと。	
	高	形や色 などの 造形的な特徴 を基に、 自分のイメージ をもつこと。	

小学校アは、育成を目指す「知識」について。
小学校イは、育成を目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。

中学校は、ア、イ共に育成を目指す「知識」について示している。

(8) 障害のある児童などへの配慮について

(8) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、児童の十分な学びを確保し、一人一人の児童の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある児童などの指導に当たっては、個々の児童によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

その際、図画工作科の目標や内容の趣旨、**学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。**

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、**個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。**

		小学校
図画工作	困難	●変化を見分けたり、微妙な違いを感じ取ったりすることが難しい場合
	意図	○造形的な特徴を理解し、技能を習得するように、児童の経験や実態を考慮する。
	配慮例	・特徴が分かりやすいものを例示する。 ・多様な材料や用具を用意する。 ・種類や数を絞る。
	困難	●形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが難しい場合
意図	○形や色などに気付くことや自分のイメージをもつことのきっかけを得られるようにする。	
配慮例	・自分や友人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定する。	

2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

HP版解説P.126～

図画工作科の表現及び鑑賞の指導については、以下の(1)～(11)の事項について配慮して行われなければならない。

(1) 児童の個性を生かした内容の取扱い

・児童が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現活動に幅をもたせるようにすること。

(2) [共通事項]のアイとの関わり

・各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、児童が[共通事項]のアイとの関わりに気付くようにすること。

(3) [共通事項]のアの指導

・[共通事項]のアの指導に当たっては、次の事項に配慮し、必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げること。

ア 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。

イ 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組み合わせによる感じ、色の明るさなどを捉えること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。

(4) 児童の思いを大切にされた指導

・各学年「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見出し、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。

2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

前ページから
続く

(5) 互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにする指導

・各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

(6) 材料や用具について

・材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。

ア 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いること。

イ 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いること。



(7) 版に表す経験や土を焼成して表す経験

・各学年の「A表現」の(1)のイ及び(2)のイについては、児童や学校の実態に応じておいて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること。



2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

前ページから
続く

(8) 地域の美術館などの利用や連携について

・各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりするようにすること。

(9) 言語活動の充実について

・各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、「思考力、判断力、表現力」を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点として、感じたこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実させること。



(10) コンピュータ、カメラなどの情報機器の利用について

・コンピュータ、カメラなどの情報機器を利用することについては、表現や鑑賞の活動で使う用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用すること。

(11) 創造性を大切にせる態度について

・創造することの価値に気付き、自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切にせる態度を養うようにすること。また、こうした態度を養うことが、美術文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

言語活動を充実させる指導と事例

言語活動については、国語科で培った能力を基本に、すべての教科等において充実する必要がある。その際、言語活動は各教科等の目標の実現のための手立てであることに留意し、教科等の特質を踏まえつつ国語科との関連を図りながら取り組むことが必要である。

図画工作科においては、表現や鑑賞の能力を育成する観点から、形や色彩、材料の感情効果やイメージなどをとらえながら、**アイデアスケッチ等により発想や構想を練ったり**、作品などに対する自分の**価値意識をもって批評し合う**などして幅広く味わったりするなどの学習活動を充実する。

○表現においては、発想や構想の能力を高めるために、**アイデアスケッチで構想を練ったり**、**言葉で考えを整理したりする**などの学習を一層充実する。

○鑑賞においては、鑑賞の能力を高めるために、**作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合う**などして、造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と表現の工夫、美と機能性の調和、生活における美術の働きなどを感じ取り、対象の見方や感じ方を広げるなどの学習を一層充実する。

○指導計画の作成に当たっては、形や色彩、イメージなどの**[共通事項]**を視点に図画工作科で育てようとする資質や能力を具体的に育成するような言語活動の充実を工夫することが重要である。

3 安全指導

HP版解説P.138

造形活動で使用する材料や用具、活動場所については、安全な扱い方について指導する、事前に点検するなどして、事故防止に留意すること。

4 学校としての鑑賞の環境づくり

学校としての鑑賞の環境づくりについて

・校内の適切な場所に作品などを展示するなどし、平素の学校生活においてそれらを鑑賞できるよう配慮するものとする。また、学校や地域の実態に応じて、校外においても児童の作品を展示する機会を設けるなどすること。



小学校 図画工作科 移行措置について

文部科学省告示第九十三号

平成29年7月7日

- ① 平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの図画工作の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第7節の規定に関わらず、その全部または一部について新小学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに以降期間中における学習指導について(通知)

平成29年7月7日

総則

小学校における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては新小学校学習指導要領第1章の規定（新小学校学習指導要領第1章第3の1（3）イを除く。）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

小学校図画工作科では、平成30年度から、新学習指導要領による指導が可能です！

各教科ごとの特例の概要等

- (5) 生活、音楽、図画工作、家庭及び体育については、全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができるとしたこと。

各教科等の学習指導上の留意事項

- (4) 現行小学校学習指導要領及び新小学校学習指導要領において目標及び内容を2学年まとめて示している教科については、特に、平成31年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成32年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新小学校学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。

移行期間における学習評価の扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準に基づき、学習評価を行うこと。

新大分スタンダードに沿って



新大分スタンダード

新大分スタンダードで
アクティブ・ラーニング！

「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成するワンランク上の授業

1 1時間完結型

「主体的な学び」を促す「めあて」「課題」「まとめ」「振り返り」

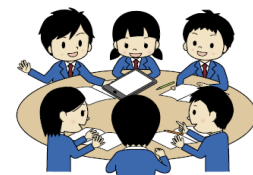
- *学習の見通しをもたせ、意欲を高める「めあて」
- *学びの成果を実感し、学んだことや意欲・問題意識等を次につなげる「振り返り」
- *追究すべき事柄を明確にする「課題」、追究した結果を明確にする「まとめ」

2 板書の構造化

- *思考を整理したり促したりする板書、思考の過程を振り返ることができる板書

3 習熟の程度に応じた指導

- *「具体的な評価規準」に基づく確かな見取り
- *「努力を要する状況」の児童生徒に対する手立ての工夫



4 生徒指導の3機能を意識した問題解決的な展開

「主体的・対話的で深い学び」を創造する学習展開

各教科の見方・考え方を働かせて展開する「課題設定⇒情報収集⇒整理分析⇒まとめ・発信・交流⇒振り返り・評価」等の学習過程の中で行われる

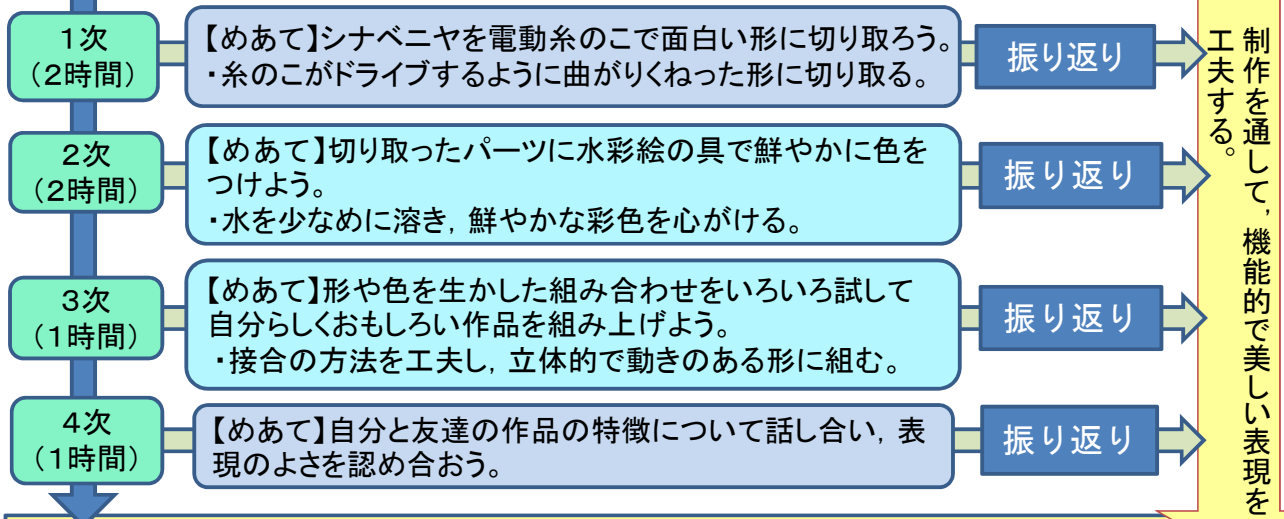
- * 問いの発見・解決、自己の考えの形成・表現、思いに基づく構想・創造
- * 様々な人との対話・協働による自分の考えの深化・拡充

小学校 図画工作科 題材計画 5・6年【糸のこのドライブ】

【題材のねらい】

・糸のこでシナベニヤを曲線に切って、組み合わせ方を試したり、見つけたりすることのできるもの
を思い付くことを通して、試したり、見つけたり、思い付く力を培う。

【題材のめあて】 自分だけの新しい形や色の組み合わせを見つけよう。



【題材の振り返り】(記述例)

- 糸のこで板を曲線で切り取って、思いもよらなかった不思議な形ができた。
- 色々な形や色の部品を組み合わせることで、とてもおもしろい作品をつくることができた。
- 友達の表現がそれぞれ、切り方や組み方に特徴があって、いろいろな表現があることがわかった。

小学校 図画工作科 めあて～振り返り指導(例)5・6年【鑑賞】

ねらい

俵屋宗達「風神雷神図屏風」に描かれた人やものに注目し、自分なりに感じたことや考えたことを交流することで、作品を鑑賞することの楽しさを味わうと共に、友だちと関わりあう力を培う。(1/1時間)

めあて

- ①作品に描かれていることの中から、気になること、見つけたことを話してみよう。

展開

- ①俵屋宗達「風神雷神図屏風」を細部まで観察する。
 - ・描かれている人物や、ものの形や色などの特徴に着目させる。
 - ・描かれている人物は何をしているのか、描かれているものはどういうものなのかなど視点を与える。
 - ・時間を十分に確保し、個人で見ることに集中させる。
- ②観察から気づいたことや空想したことを、グループ内で交流する。
 - ・なぜそう感じるのか、そう考えるのかを、色や形、描かれているものなど、作者の表現を根拠として述べさせる。〔共通事項〕
- ③グループ内で想像したことを、クラスで発表させ、感じ方の違いを楽しむ。(グループ→全体)
〔この時点で作品についての情報のある程度与えても良い〕
- ④他の作品についても話し合う。

振り返り

- 自分なりの見方ができたか振り返る。
- 様々な見方や感じ方があることを楽しむことを意識する。
- 作者の表現上の工夫を、自分自身の表現につなげることを意識する。